

「おやこふらっとひろば 西」運営業務委託事業者応募要領

1 案件名称

「おやこふらっとひろば 西」運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

子育て中の親子が気軽に集い、語り、くつろげ、子育て相談や情報提供ができる室内スペースであり、区役所の機能の一部として整備された「おやこふらっとひろば」について、民間事業者の専門性や創意工夫により、市民サービスの向上をはかり、効果的かつ効果的な運営を行う。

なお、施設を利用する際は、利用料は無料とする。

(2) 委託業務内容等

別添仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

・委託額は、9,300千円/年度額（非課税）を上限とする。

※ただし、委託額については、今後の賃金水準などの動向を踏まえ、変更する場合があります。

(4) 契約期間

2025年4月1日～2028年3月31日

(5) 履行場所

神戸市西区靴台5丁目4番地の1 神戸市西区役所3階

延床面積 95.45㎡

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度の事業終了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、業務着手に必要な場合には、事前に市と協議のうえ、委託料の1/2を限度に、受託者の請求に基づき前金払いにより支払う。委託料の残額についても、必要な場合には、受託者の請求に基づき下半期に前金払いにより支払うものとする。

(3) 保険契約

別紙指定の補償額がある保険に加入することとする。なお、損害賠償保険については、神戸市が加入する市民総合賠償補償保険を適用する。

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 市内に本店を有する法人その他の団体であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人、又は代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること
- (8) グループ（JV）による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（7）を全て満たすこと。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行き、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 2024 年 12 月 9 日（月） |
| (2) 応募申込期限 | 2024 年 12 月 26 日（木） |
| (3) 質問受付締切 | 2024 年 12 月 27 日（金） |
| (4) 質問に対する回答 | 2025 年 1 月 17 日（金） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 2025 年 1 月 27 日（月） |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 2025 年 1 月下旬～2 月上旬 |
| (7) 選定結果通知 | 2025 年 2 月中旬 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 2025 年 4 月 1 日（火）（予定） |
| (9) 事業完了 | 2028 年 3 月 31 日（金） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 応募登録

本事業に応募される方は、下記の書類を各 1 部提出すること。

- i 応募登録申込書
- ii 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書【写し可】
- iii 国税の納税証明書（その3の3）及び、納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）【写し可】

※ ii, iii は発行日より 3 か月以内のものとする。

※令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有する場合、ii, iii は提出不要。

※グループ（JV）による申し込みの場合は、すべての構成員について ii, iii の書類の提出が必要。

応募申込期間：2024 年 12 月 9 日（月）～12 月 26 日（木）17 時まで

申込方法：別紙「応募登録申込書」に記載し、西区保健福祉課まで、郵送もしくは持参により提出すること。

(2) 質問の受付

受付期間：2024 年 12 月 9 日（月）～12 月 27 日（金）17 時まで

提出方法：別紙「質問書【様式 7】」に記載し、西区保健福祉課まで E メールにより提出すること。

回答：2025 年 1 月 17 日（金）に回答を市 HP に掲載する。

(3) 企画提案書の提出

- ① 申請者は、次の応募書類を提出すること。

- | | |
|-------------|------|
| (ア) 応募申請書 | 様式 1 |
| (イ) 団体概要 | 様式 2 |
| (ウ) 運営・職員体制 | 様式 3 |
| (エ) 提案事項 | 様式 4 |
| (オ) 収支計画書 | 様式 5 |
| (カ) 誓約書 | 様式 6 |

※グループ（JV）の場合は、別途、代表者の権限や構成員の役割等を記載した「共同企業体協定書」をご提出いただきます。

(4) 受付期間：2024年12月9日（月）～2025年1月27日（月）17時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午もしくは午後1時～午後5時の間

- ① 提出部数：7部（正本1部・副本6部）
別途、PDFデータも提出すること。
※PDFデータが10Mを超える場合は、CD-Rを郵送もしくは持参すること
- ② 提出場所：神戸市西区役所保健福祉部保健福祉課（西区役所3階）
住所：〒651-2295 神戸市西区糶台5丁目4-1
Eメール：nishi-kodomo@office.city.kobe.lg.jp

7 選定に関する事項

(1) 審査方法

委託事業者の選定にあたっては、「おやこふらっとひろば 西 運営業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」）で審査し、下記基準により総合的に判断する。
また、応募団体よりプレゼンテーション等の聞き取りを行うものとする。

(2) 選定基準及び配点

選 定 基 準	配 点
申請者に関する事項 児童健全育成事業等の実績 ・児童福祉施設等の運営実績など	10
運営・事業に関する事項 運営体制 ・西区の特色に応じた運営等の提案 ・安全管理、危機管理体制 ・相談、苦情等対応体制 ・関係機関との協力体制	20
職員体制 ・施設管理者、職員の実務経験等 ・適切な人員配置、確保の見込み ・研修等育成体制	20
運営業務にかかる提案 ・事業計画、広報計画 ・必須事業の内容・コンセプト ・独自事業、その他子育て支援事業にかかる内容、コンセプト	40
収支計画 ・適正な収支計画	10
合 計	100

(3) 選定方法

- ① 本企画案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ なお、提案事業者が7者を超える場合は、企画審査会に先立ち書類選考を実施する。
- ④ 書類選考にあたっては、審査項目に沿って、企画提案書案投提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が上位7者の事業者について企画提案会に参加できるものとする。
- ⑤ 選考結果については、応募書類の提出者全員にEメールにて通知する。
- ⑥ 企画提案会（プレゼンテーション審査）
 - ・日時 2025年1月下旬～2月上旬 ※詳細は別途通知する。
 - ・場所 神戸市西区役所
 - ・内容 企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション
(プレゼンテーション15分程度、質疑応答7分程度)
※説明は、本業務の責任者またはこれに準ずるものが行うこと。
審査の結果、選定委員会の評価点が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定基準の次の項目の評価点が高い方に決定する。
 - ・運営体制
応募事業者が1者の場合、評価点が6割以上であれば委託予定事業者とする。
委託予定事業者とは契約締結協議を行うこととし、提案者の趣旨を逸脱しない範囲で内容の協議を行う。
委託予定事業者が辞退又は協議が不調となったときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかにすべての参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 提出期限後の提出や提出後の差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- ⑦ 本件にかかる予算が成立しない場合、本市は契約を締結しない、あるいは契約を解除することができる。

- ⑧ 本要領に定めのない事項については、協議により定める。また、本要領の定め
疑義が生じた場合も同様とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市西区保健福祉部保健福祉課（西区役所3階）

住所 〒651-2295 神戸市西区糺台5丁目4-1

電話：078-940-9501（内線344）

Fax：078-991-6639

Eメール：nishi-kodomo@office.city.kobe.lg.jp